

労審発第 1544 号

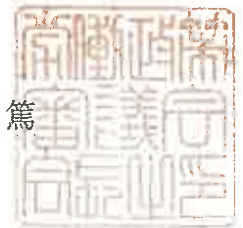
令和 5 年 11 月 21 日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 5 年 11 月 20 日付け厚生労働省発職 1120 第 17 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につい
ては、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」、別紙 2 「記」のとおり。

令和 5 年 11 月 20 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

分科会長 奥宮 京子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 5 年 11 月 20 日付け厚生労働省発職 1120 第 17 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。

令和 5 年 11 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 5 年 11 月 20 日付け厚生労働省発職 1120 第 17 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。